遠 賀 川 水 系 河 川 整 備 基 本 方 針 本 文 新 旧 対 照 表

令和 6 年 6 月 13 日 国土交通省 水管理・国土保全局

			退 負川水糸
	遠賀川水系河川整備基本方針(平成16年6月策定)	遠賀川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
1	遠賀川水系河川整備基本方針	遠賀川水系河川整備基本方針 (<mark>変更案</mark>)	
	平成16年6月 国土交通省 河川局	令和 年 月 国土交通省 水管理・国土保全局	

	遠賀川水系河川整備基本方針(平成16年6月策定)	遠賀川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	目 次	目 次	
	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針・・・3 (1) 流域及び河川の概要・・・・・・・・・・3	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針・・・・ (1) 流域及び河川の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(1) 流域及び河川の概要・・・・・・・・・・・・3 (2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針・・・・15		
	ア 災害の発生の防止又は軽減・・・・・・・・18		
	イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持・・24		
	ウ 河川環境の整備と保全・・・・・・・・・25	ウ 河川環境の整備と保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	プラスティック 20	プ 内川泉先の正備で	
	2. 河川の整備の基本となるべき事項 ・・・・・・29	2. 河川の整備の基本となるべき事項 ・・・・・・・	
2	(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に	(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に	
	関する事項・・・・・・・・・・・29	関する事項・・・・・・・・・・・・・・	
	(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項 ・・31	(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項 ・・	
	(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る	(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る	
	川幅に関する事項・・・・・・・・・32	川幅に関する事項・・・・・・・・・・・・	
	(4) 主要な地点における流水の正常な機能の維持に必要な	(4) 主要な地点における流水の正常な機能の維持に必要な	
	流量に関する事項・・・・・・・・・33	流量に関する事項・・・・・・・・・・・	
	(参考図)遠賀川水系図	(参考図)遠賀川水系図	

		遠賀川水系河川整備基本方針(平成 16 年 6 月策定)	遠賀川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	3	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 (1)流域及び河川の概要	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 (1)流域及び河川の概要	
,	4	遠賀川は、その源を福岡県嘉穂郡馬見山に発し、飯塚市において穂波川を合わせ市街部を貫流し、直方市において 彦山川を合わせ直方平野に入り、さらに犬鳴川、笹尾川等を合わせ芦屋町において響灘に注ぐ、幹川流路延長61km、流域面積1,026km²の一級河川である。	遠賀川は、その源を福岡県 <mark>嘉麻市</mark> 馬見山に発し、飯塚市において穂波川を合わせ市街部を貫流し、直方市においてではなる。 彦山川を合わせ直方平野に入り、さらに犬鳴川、笹尾川等を合わせ芦屋町において響灘に注ぐ、幹川流路延長61km、流域面積1,026km²の一級河川である。	・市名を更新 平成 18 年 (2006 年) 3 月 27 日、嘉穂南部 1 市 3 町 (山田市、碓井町、稲築町、 嘉穂町)が合併し「嘉麻市」 が誕生。
	5	遠賀川流域は、福岡県北部に位置し、関係市町村数は6市25町1村に及ぶ。中上流部には田川市・飯塚市・直方市といった主要都市を有し、さらに下流部にはアジアの玄関口である北京が州都市圏を有している。また、流域内各地に市街地が点在しており、流域内人口は約67万人、流域内人口密度は1平方キロメートルあたり約650人と比較的高い。土地利用は、山地等が約80%、水田や果樹園等の農地が約4%、宅地等市街地が約6%となっている。その流域は、福岡県北部の筑豊地方における社会、経済、文化の基盤をなすとともに、古来からの稲作文化や日本の近代化を支えた石炭産業など、古くから人々の生活、文化と深い結びつきを持っている。また、周辺の山々は国定公園や県立自然公園に指定され、四季の景に恵まれた渓谷など豊かな自然環境を有し、人々の憩いの場や身近な自然環境として親しまれていることから、本水系の治水、利水、環境についての意義は極めて大きい。	遠賀川流域は、福岡県北部に位置し、関係市町村数は7市14 町1村からなり、中上流部には筑豊地域に位置する嘉麻市・田川市・飯塚市・直方市・宣若市といった主要都市を有し、さらに下流部には、北九州市や中間市等の北九州地域の主要都市があり、流域各地に市街地が点在している。流域の関係市町村の人口は昭和55年(1980年)と令和2年(2020年)を比較すると約68万人から約59万人に減少する一方、高齢化率は約12%から約35%となっており高齢化は進行している傾向にある。流域の土地利用は、山地等が約56%、水田や果樹園等の農地が約16%。宅地等の市街地が約22%となっている。一方、流域内にはJR鹿児島本線や山陽新幹線のほか、九州縦貫自動車道、国道3号等の基幹交通施設が整備され、また、国道200号バイパスに加えて国道201号・国道322号バイパス等も新たに整備されるなど、福岡、北九州都市圏との交通ネットワークも飛躍的に向上しており、交通の要衝となっている。	・町村合併に伴う市・町数 の更新 ・時点更新(人口、土地利 用) ・高齢化率の追記 ・No7より移動及び時点更新 (交通関係)

	遠賀川水系河川整備基本方針(平成 16 年 6 月策定)	遠賀川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		流域内は、福岡県の筑豊地域における社会、経済、文化の 基盤をなすとともに、 <mark>筑豊地域、北九州地域の</mark> 古来からの稲	・表現の適正化 ・No17より移動
		作文化や日本の近代化を支えた石炭産業、 <mark>鉄鋼等の製造業</mark> な	
		ど、古くから人々の生活、文化と深い結びつきを持っている。	
		また、周辺の山々は2つの国定公園と3つの県立自然公園	
		に指定され、四季の景に恵まれた渓谷など豊かな自然環境を	
		有し、人々の憩いの場や身近な自然環境として親しまれる。	
		過去には遠賀川の上流まで鮭が遡上していた経緯もあり、	
		嘉麻市大隈にある鮭神社では、神の使いとしての鮭への感謝	
		と豊作を祝う献鮭祭が毎年12月に開催されている。	
		このように、 本水系の治水、利水、環境についての意義は	
		極めて大きい。	
	遠賀川流域は、三方を福智山地、英彦山山地、三郡山地と	ふくち ひこ さんぐん 遠賀川流域は、三方を福智山地、英彦山地、三郡山地とい	・流域の地形的特徴を追記・支川の河床勾配を追記
	いった山々に囲まれており、上流部の河床勾配は約1/200~	った山々に囲まれており、山地、丘陵地、平地の三つの異な	文川の州外勾配と坦配
	1/600であるが、中下流部の河床勾配は約1/1,600~1/2,500	った要素から地形が構成され、標高約 200m 以上で急斜面を	
	と比較的緩やかな地形を呈している。	持つ山地と、それ以下の丘陵地と平地に分かれる。	
		遠賀川の河床勾配は、上流部は約 1/200~1/600 の勾配で、	
6		中流部は約 1/1,500、下流部は 1/2,500 と比較的緩やかな勾	
		配となっており、流域内で最も大きな支川である彦山川は英	
		彦山を源に発し、上流部は約 1/200~1/600 の勾配で北に流	
		れ、中流部で約 1/800~1/2,000 の勾配となり直方市街部で	
		遠賀川中流部に合流する。	

2

	遠賀川水系河川整備基本方針(平成 16 年 6 月策定)	遠賀川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
7	一方、沿川では国道3号、JR鹿児島本線、山陽新幹線、九州 縦貫自動車道等の基幹交通施設が交通の要衝となっている。		・No5 に移動
8	流域の上流部は、花崗岩でできた山地で形成されている。中下流部には、本川の沖積作用による砂礫粘土等の沖積層が分布し、比較的平坦な地形を呈した河岸段丘と平野が形成されている。また、流域のほぼ全域に炭層を含む古第三紀層が見られる。	流域の地質は、筑豊炭田の生成に象徴され、直方平野の西縁部では基盤岩石(中生代、古生代などの古紀岩類)を第三紀層が不整合に覆われており、全厚は2,000~3,000mに及ぶ厚い層で、深い箇所に炭層が発達している。流域の上流部は、花崗岩でできた山地で形成されている。中下流部には、本川の沖積作用による砂礫粘土等の沖積層が分布し、比較的平坦な地形を呈した河岸段丘と平野が形成されている。	・地質情報を追記
9	流域内の年間降水量は約2,100mmであり、梅雨期に集中している。	流域の気候は、ほぼ全域が日本海型気候区に属し、年平 均降水量は約2,000mm程度であり、降水量の大部分は梅雨 期(6月~7月)に集中している。	・気候区を追記 ・時点更新(降水量)
10	源流から嘉穂郡稲築町に至る上流部では、堰群により湛水域が連続しており、一部にはアサザなどの貴重な植物が生育している。また、その水域にはスジシマドジョウ、モノアラガイなどの貴重な魚介類が生息し、水際部にはツルヨシやマコモ群落が分布するなど水域から陸域への連続性が保たれている。	遠賀川の上流部は、扇状地に耕作地が広がり、多くの取水堰による湛水域が連続している。水際部にはツルヨシやマコモの群落が分布しており、一部にはアサザ等の浮葉植物や沈水植物が生育している。また、水域には絶滅危惧種のミナミメダカ、絶滅危惧種のオヤニラミや絶滅危惧種のヤマトシマドジョウ等の魚類が生息・繁殖している。	・表現の適正化 ・生物種名を更新 ・環境省レッドデータで WU 以上の種について記載の修 正

	遠賀川水系河川整備基本方針(平成 16 年 6 月策定)	遠賀川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	中流部の飯塚市から中間市にかけては、河床勾配は緩く、	中流部の飯塚市から中間市にかけては、河床勾配は緩く、	・生物種名を更新
	流路の蛇行と広い高水敷が特徴的な河川景観となっている。	流路の蛇行と広い高水敷が特徴的な河川景観となっている。	・環境省レッドデータで W
	高水敷はグラウンド、河川公園、オートキャンプ場などや採	高水敷はグラウンド、河川公園、オートキャンプ場、採草地等	以上の種について記載の修 エ
11	草地として広く利用され、草原性の貴重な植物であるオオシ	として広く利用されている。高水敷には貴重な植物であるヨ	正
' '	シウド、イヌゴマなどが生育し、河岸にはヨシ・オギ群落が	ロイグサ、イヌゴマ、絶滅危惧種のアゼオトギリ等の植物が	
	帯状に分布している。また、水域にはカネヒラ、ギギなどの	生育しており、河岸にはヨシやオギ群落が分布している。ま	
	貴重な魚介類が生息している。	た、水域にはカネヒラ、ギギ、絶滅危惧種のオンガスジシマド	
		ジョウ等の魚類が生息・繁殖している。	
	中間市にある中ノ島は、周囲と隔離され、人為的開発を免	中間市にある中島は、周囲と隔離された環境にあり、水際	・名称の適正化(中島)
	れてきたため、良好な自然環境を有している。中ノ島にはオ	部は護岸がなく、ウマスゲ等の湿性草木群落や竹林・木本等	・生物種名を更新
	オタチヤナギなどの河畔林がみられ、その林床は湿性地とな	の植生が多様である。河畔林はツグミやサギ類等の様々な鳥	
	っており、ヤガミスゲなどの貴重な植物の生育環境となって	類の採餌場、ねぐらとなっており、ヨシ・オギ群落はオオヨシ	
12	いる。また、河畔林やヨシ・オギ群落はカヤネズミやオオヨ	キリの営巣地や多くの昆虫類の生息・繁殖場となっている。	
	シキリの営巣地、ムクドリなどのねぐら等に利用されてい		
	る。さらに丘陵部には、古墳時代のものと言われている横穴		
	墓古墳群が確認されている。		

		**************************************	送 貝川小糸
	遠賀川水系河川整備基本方針(平成 16 年 6 月策定)	遠賀川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
13	下流部の遠賀川河口堰の湛水域においては、高水敷はグラウンドやサイクリングロードとして利用されている。また汽水域には、ハマサジなどの貴重な植物や、マゴコロガイなどの貴重な底生動物が生育・生息している。	下流部の遠賀川河口堰の湛水域の高水敷は、グラウンド、広場、サイクリングロード等として利用されている。水際は直線的な低水護岸により単調であり、植生も単調となっている。また、水域には止水性のギンブナやコイ等の魚類が生息・繁殖しており、鳥類ではカモ類やカモメ類が多く確認され、広い開放水面をミサゴが採餌場として利用している。 汽水域の干潟、砂州にはハマサジやハマボウ等の塩性植物が生育している。河口付近の干潟は、シギ・チドリ類の採餌場となっており、また、絶滅危惧種のハクセンシオマネキ等の底生動物の生息・繁殖場ともなっている。	・表現の適正化 ・生物種名を更新 ・環境省レッドデータで WU 以上の種について記載の修 正
14		なお、特定外来生物として魚類ではオオクチバス、ブルーギル、植物ではアレチウリ、オオキンケイギク等が確認されており、在来種への生息・生育・繁殖環境への影響が懸念されている。	・特定外来生物を追記
15	支川の彦山川の最上流部は山付きの渓流環境を呈し、ヤマセミやカジカガエルなどが生息している。その後、河床勾配は緩くなり堰が多くなるが湛水区間は短く、瀬や淵も数多く形成されている。また、水際にはツルヨシやマコモ群落が分布し、水域にはオヤニラミ、アカザなどの貴重な魚介類が生息している。	支川の彦山川は山付きの渓流環境となっており、ヤマセミやカジカガエル等が生息・繁殖している。その後、中下流部では、河床勾配は緩くなり堰が多くみられるが、湛水区間は短く、瀬や淵も多く形成されている。水域には絶滅危惧種のミナミメダカ、絶滅危惧種のオヤニラミ、絶滅危惧種のアカザ等の魚類が生息・繁殖している。	・表現の適正化、統一 ・環境省レッドデータで WU 以上の種について記載の修 正
16	遠賀川流域では、古くから遠賀川の流水を利用した稲作が盛 んに行われており、中上流部には多くの取水堰が存在する。 また、遠賀川流域は石炭エネルギーの供給地として日本の近代	遠賀川流域では、古くから遠賀川の流水を利用した稲作が盛んに行われており、中上流部には多くの取水堰が存在する。また、遠賀川流域は、石炭を主力エネルギーとした産業構	・表現の適正化

	遠賀川水系河川整備基本方針(平成16年6月策定)	遠賀川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	化や戦後復興を支えてきた。当時は、石炭輸送に「川ひらた」と	造の時代には、筑豊平野のいたるところで炭鉱が広がり、筑	
	呼ばれる底の浅い舟が多く使用され、遠賀川を往来していた。	豊の石炭産業が日本の近代化や発展の原動力として栄えた。	
	しかし、高度成長期を迎え石炭から石油へとエネルギー革	しかし、昭和30年代に始まるエネルギー革命の影響によ	・表現の適正化
	命が急速に進み石炭産業は次第に衰退し、現在では福岡・北	り、筑豊炭田は大きな打撃を受け、昭和 51 年(1976 年)	・時点更新(産業)
	九州都市圏に近い地理的条件から学園都市や情報産業等をは	の貝島炭鉱の閉山を最後に、筑豊から炭鉱の姿は消えてし	
	じめとする新たな産業への転換が図られている。	まった。これに変わり現在は、田川地区を中心とする石灰	
17		石を資源としたセメント工業や宮若市の自動車生産工場な	
		どの立地、中間市へのロボット加工組立型産業の進出、飯	
		塚市において新たな産業創出の拠点づくりとして、研究機	
		関やベンチャー企業の集積を進めている等、産業構造は大	
		きく変わりつつある。	
	│ │ さらに、上流部の嘉穂町には全国で唯一、鮭の名がつく「鮭		・No5 へ移動
	はんじゃ 神社」が存在する。遠賀川には、古来より遡上した鮭は神の		
18	使いとして言い伝えられており、遡上した鮭を鮭神社に奉納		
10	する「献鮭祭」が現在も行われている。近年では遠賀川のシ		
	ンボルとして鮭を呼び戻すために、稚魚の放流を行う等の市		
	民活動が盛んになっている。		
	遠賀川水系における治水事業は、直轄事業として明治39	遠賀川水系における治水事業は、直轄事業として明治 39	• 西暦追記
	年に第一期改修工事に着手し、下流中島橋地点における計	年(1906年)に第一期改修工事に着手し、直方市中島橋付近	
19	画高水流量を4, 140m³/sとし、稲築町から河口までの区間及	における計画高水流量を 4, 140m³/s とし、稲築町(<mark>現:嘉麻</mark>	
13	び彦山川、中 元寺川、穂波川、犬鳴川の主要区間につい	市)から河口までの区間及び彦山川、中 元寺川、穂波川、犬	
	て、築堤、掘削、護岸等を施工し、大正8年に竣工した。	鳴川の主要区間について <mark>堤防整備</mark> 、掘削、護岸等を施工し、	
		大正8年(1919年)に竣工した。	

	遠賀川水系河川整備基本方針(平成16年6月策定)	遠賀川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	第1期改修工事竣工後は、県営河川として福岡県が維持	第一期改修工事竣工後は、福岡県により維持管理を実施し	・表現の適正化
	管理を実施していた。昭和時代になり、石炭採掘がもたら	ていたが、昭和に入り、石炭採掘がもたらした農地、宅地及	▶●西暦追記
	した農地・宅地及び堤防・橋梁等の沈下等の鉱害や、昭和	び堤防、橋梁の沈下などの鉱害や、昭和 10 年 (1935 年) 6 月	
	10年6月、昭和16年6月洪水の発生に鑑み、昭和20年に再	洪水、昭和 16 年 (1941 年) 6 月洪水の発生などにより、昭	
20	び直轄事業として補修工事に着手した。昭和23年には、第	和 20 年 (1945 年) に再び直轄事業として工事に着手した。	
	二期改修工事として、黒川、笹尾川等の主要区間を加え、	昭和23年(1948年)には、第二期改修工事として、黒川、	
	基準地点日の出橋における計画高水流量を3,700m³/sとし、	笹尾川等の主要区間を加え、基準地点日の出橋における計画	
	堰改築、築堤、掘削、護岸等の対策を実施した。	高水流量を 3, 700m³/s とし、堰改築、 <mark>堤防整備、</mark> 掘削、護岸	
		等を施工した。	
	更に、戦後最大流量である昭和28年6月の洪水及び近年に	昭和 41 年(1966 年)4 月には一級河川に指定された。併	一級河川指定の追記
	おける流域の開発状況等を考慮し、昭和49年に基準地点日の	せて、同年7月には、工事実施基本計画が策定された。(基	・工事実施基本計画の追記
	 出橋における基本高水流量を4,800㎡/sとし、この流量を河	準地点日の出橋における計画高水流量を 3,700m³/s を踏襲)	▶・西暦追記
	 道で処理することとして計画高水流量も同じく4,800㎡/sと	さらに、戦後最大流量である昭和 28 年 (1953 年) 6 月の	
21	 する計画を決定した。	洪水及び近年における流域の開発状況等を考慮し、昭和 49	
		年(1974年)に基準地点日の出橋における基本高水のピーク	
		流量を 4,800m³/s とし、この流量を河道で処理することとし	
		て計画高水流量も同じく 4,800m³/s とする工事実施基本計	
	i t ਵੱ	画を改定した。	
00	その後、遠賀川下流部の伊佐座堰の河積阻害解消及び塩害	その後、遠賀川下流部の伊佐座堰の河積阻害及び塩害防止	
22	防止等の流水の正常な機能の維持並びに北九州市の都市用	等の流水の正常な機能の維持並びに北九州市の都市用水の	
	水の確保を目的とした遠賀川河口堰を建設した。	確保を目的とした遠賀川河口堰を建設した。	+ +D = \ + + + ''
	また、鉱害によって老朽化が進んだ伊加利堰や丹波堰等	また、鉱害によって老朽化が進んだ伊加利堰や丹波堰等の	・表現の適正化
	の固定堰については、河積阻害の解消を目的として、鉱害	固定堰については、河積阻害の解消を目的として、鉱害復	
23	復旧事業との合併施工により改築を行った。さらに、上流	旧事業との合併施工により改築を行った。さらに、上流部	
	部の無堤部築堤や、内水被害の解消を目的とした匠笥川排	の無堤 <mark>箇所の堤防整備や内水被害の軽減</mark> を目的とした匠笥	
	水機場等を建設した。	川排水機場等を <mark>設置</mark> した。	
L			

1	1	1	还 負川小术
	遠賀川水系河川整備基本方針(平成 16 年 6 月策定)	遠賀川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
24	こうした治水事業を実施してきたものの、平成13年6月(床 上87戸、床下151戸、浸水面積301ha)、平成15年7月(床上 1,957戸、床下1,778戸、浸水面積1,239ha)では基準地点日の 出橋観測所他数観測所で観測史上最高水位を相次いで記録・更 新する局地的な集中豪雨が発生し、急激な水位上昇が生ずるな ど、近年も洪水による甚大な浸水被害が頻発している。	こうした治水事業を実施してきたものの、平成 13 年 (2001年) 6月 (床上 87 戸、床下 151 戸、浸水面積 301ha)、平成 15 年 (2003年) 7月 (床上 1,957 戸、床下 1,778 戸、浸水面積 1,239ha) では基準地点日の出橋観測所を含め複数の水位観測所で、当時の観測史上最高水位を相次いで記録・更新する局地的な集中豪雨が発生し、急激な水位上昇が生じた。	・西暦追記 ・表現の適正化
25		これらの状況及び平成9年(1997年)の河川法の改正を受け、平成16年(2004年)6月に既往洪水等から妥当性等を検証した上で、工事実施基本計画を踏襲した遠賀川水系河川整備基本方針を策定した。また、平成19年(2007年)4月には昭和28年(1953年)6月、平成15年(2003年)7月などの洪水を安全に流すことを目標とし、基準地点日の出橋における河川整備計画の目標流量を3,800m³/sとした、遠賀川水系河川整備計画【直轄管理区間】を策定した。この計画に基づき、堤防整備や河道掘削等を実施するとともに、遠賀川下流域でボトルネックとなっていた新日鐵堰(現中間堰)について、特定構造物改築事業として平成21年度(2009年度)に改築事業に着手し、周辺の河道掘削と合わせた流下能力向上対策を実施した。	・河川整備基本方針の策定を追記・河川整備基本方針の策定以降の事業内容を追記

	遠賀川水系河川整備基本方針(平成 16 年 6 月策定)	遠賀川水系河川整備基本方針 (変更案)	変更理由
		また、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨を受けて、平成 27 年	・水防災意識社会再構築に
		(2015年) 12 月に策定された「水防災意識社会再構築ビジ	関する取組を追記
		ョン」に基づき、平成 28 年 (2016 年) 5 月に「遠賀川水防	・減災対策協議会の追記
26		災意識社会構築推進協議会」を組織し、「水防災意識社会の	
20		再構築」を目的に国、県、市町村等が連携・協力して、減災	
		のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的・	
		計画的に推進している。	
		そのようななか、平成30年7月豪雨では、流域全体で過	・平成30年7月洪水に関す
		去に経験のないような降雨に見舞われ、流域内の水位観測所	る記載を追記
		19 箇所のうち、10 箇所で観測史上最高水位を更新し、その	
		うち基準地点日の出橋水位観測所を含む5箇所の水位観測	
27		所において計画高水位を超える水位を記録し、堤防決壊によ	
		る氾濫発生等も危惧された。この洪水により、流域各地で内	
		水被害が発生し、床上浸水 466 戸、床下浸水 369 戸という甚	
		大な被害をもたらした。	
		その後、令和2年(2020年)には、流域内にある10基の	- 治水協定の追記 - 治水協定の追記
		既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよ	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		う、河川管理者、ダム管理者等の関係利水者等と「遠賀川水	
28		系治水協定」を令和 2 年 (2020 年) 5 月に締結するととも	
20		に、令和3年(2021年)9月に河川法第51条の2に基づく 「法初川よるだ人洪よ司符機と切ぎ会。た記させるなど、洪	
		「遠賀川水系ダム洪水調節機能協議会」を設立するなど、洪	
		水調節機能の強化を推進している。	

	遠賀川水系河川整備基本方針(平成16年6月策定)	遠賀川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	ZEXTINATIVE INSERTION OF TOTAL	さらに、気候変動の影響による水害の頻発化・激甚化を踏	・遠賀川水系流域治水プロ
		まえ治水対策を抜本的に強化するため、「遠賀川流域治水協	ジェクトを追記
		議会」を設置し、令和3年(2021年)3月に「遠賀川水系流域	
29		治水プロジェクト」を策定・公表し、河川整備に加え、あら	
29		ゆる関係者が協働し、浸水リスクが高いエリアにおける土地	
		利用規制・住まい方の工夫、水田等の活用による流域の保水・	
		貯留・遊水機能の向上、水害リスク情報の提供及び迅速かつ	
		的確な避難と被害最小化を図る取組等を組み合わせ、流域全	
		体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を推進している。	\
		これらの状況を踏まえ、気候変動の進行に伴うリスクの増	│・河川整備計画の改定を追│ │ - -
		加も勘案したなかで、平成30年(2018年)洪水と同等規模	ᇐ
		の洪水を安全に流すことを目標として、令和4年(2022年)	・流域治水プロジェクト
		3月に河川整備計画の改定を行い、河川整備計画の目標流量	2.0 への更新を追記
		を基準地点日の出橋地点で 4,300m³/s へ見直した。	
		加えて、流域治水の取組を更に加速化・深化させるため、	
		令和5年(2023年)9月に気候変動の影響を考慮した河川及	
		び流域での対策方針を反映した 「遠賀川水系流域治水プロ	
30		ジェクト 2.0」への更新を行った。	
		具体な主な取組として、直方市では平成 31 年 (2019 年)	
		3月に、立地適正化計画が策定され、居住誘導区域・都市機	
		能誘導区域に土地利用の誘導が図られており、飯塚市では平	
		成 15 年 (2003 年) 7 月に甚大な被害を受けた飯塚市街部に	
		おいて、浸水安全度の向上を目的とした下水道等の排水施	
		設、雨水貯留施設の整備が実施されている。	
		また、遠賀町では避難所等の機能を有する高台整備が進	
		められている。	

			还 良川小木
	遠賀川水系河川整備基本方針(平成16年6月策定)	遠賀川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	河川水の利用については、流域内の直轄管理区間内に70	河川水の利用については、流域内の直轄管理区間内に 70	・No24、No25 より移動
	にも及ぶ多くの堰が見られ、農業用水・工業用水・上水道	にも及ぶ多くの堰が見られ、農業用水として、約 4,500ha	・時点更新(取水量及び市町
	用水の供給が図られている。中でも上水道用水としては、	の耕地への取水・供給が行われ、また、日の出橋下流にお	数)
	流域32市町村のうち24市町の貴重な水源となっており、河	いては、工業用水 <mark>として、5.944m³/s、上水道用水として</mark>	
31	川水の依存度は約7割と高い。	5.853m³/s の供給が行われており、北部九州都市圏の主要産	
		業 <mark>や流域内の生活用水</mark> を支えている。	
		中でも上水道用水としては、流域 <mark>内 22</mark> 市町村のうち <mark>17</mark> 市	
		町の貴重な水源となっており、河川水への依存度は約7割と	
		高くなっている。	
	農業用水については、古くから利用されており、現在で		・No23 へ移動
32	は約10,200haの耕地にかんがい用水の供給が行われている。		
	また、日の出橋下流においては、工業用水として、		・No23 へ移動
33	6. 151m³/s、上水道用水として5. 629m³/sの供給が行われてお		
	り、北部九州都市圏の主要産業を支えている。		
	水質については、石炭産業が盛んな時代は石炭の選別に	水質については、石炭産業が盛んな時代は石炭の選別に利	・類型指定区間の追記
	利用した水を遠賀川へ排水していたため、「ぜんざい川」と	用した水を遠賀川へ排水していたため、「ぜんざい川」と呼	• No27 より移動
	呼ばれるほど川は黒く濁っていた。石炭産業の衰退に伴い、	ばれるほど川は黒く濁っていた。その後、石炭産業の衰退に	及び表現の適正化
	次第に透明度は増してきたが、近年都市化の進展や生活様	伴い、次第に透明度は増してきたが、近年都市化の進展や生	
34	式の変化により有機汚濁による水質の悪化が顕著となって	活様式の変化により有機汚濁による水質の悪化が顕著とな	
34	いる。	っていたものの、現在は、彦山川の大任橋及び金辺川の高木	
		橋上流がA類型、それ以外の本川、彦山川、犬鳴川、穂波川、	
		中元寺川、西川はB類型に指定されているなか、概ね環境基	
		準値を満足している。	
		流域内では住民団体等が、環境学習や河川清掃活動をおこ	

	遠賀川水系河川整備基本方針(平成 16 年 6 月策定)	遠賀川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		なう等、啓発活動を積極的に展開している。また、春の遠賀 川一斉清掃等、住民と行政が一体となった流域の水環境改善 への取り組みが盛んに行われている。	
35	各自治体においても下水道整備と併せて、生活排水対策の 啓発活動等を行ってきたものの、環境基準値を地点・年によって、超過することもある状況にある。また、北九州都市圏 の都市用水として貴重な水源となっている遠賀川河口堰の湛 水池は近年、富栄養化が進んでいることから、水道水源とし て、安全でおいしい水の確保が求められている。そのため、 近年では流域内の住民団体等が清流復活を目指し、源流の森 づくりやシンポジウムを開催するなど、啓発活動を積極的に 展開している。また、住民と行政が一体となった流域の水環 境改善への取り組みが盛んになってきている。		・No26 へ移動

自 日道路割合) 等利用区域 f、追記
等利用区域
f、追記
T、追記
ľ

			还 良川小术
	遠賀川水系河川整備基本方針(平成16年6月策定)	遠賀川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	下流部では、高水敷において多目的広場やグラウンド、サ	下流部は遠賀川河口堰の湛水域のため、広々とした高水敷	・表現の適正化
	イクリングロード等が整備され、スポーツ、レクリエーショ	には多目的広場やグラウンド、サイクリングロード等が整備	
	ン等のイベントに幅広く利用されている。なかでも、河口堰	され、スポーツやレクリエーション、イベント等に幅広く利	
38	の湛水域は、レガッタの国体会場となったこともある等、水	用されている。	
	上スポーツの場として利用されており、沿川住民のみならず	また、遠賀町には、平成2年(1990年)に開催された、と	
	広く地域の人々の身近な空間として親しまれている。	びうめ国体のレガッタ会場として漕艇場が整備され、おんが	
		レガッタの開催など大会を通じ、人々の身近な水上スポーツ	
		の場として親しまれている。	
	さらに、近年流域には、活力あるまちづくりを目指す多く		
39	の住民団体が、河川清掃をはじめ、自然体験、環境教育、シ		
39	ンポジウム、イベント等、川を軸とした様々な活動を展開し		
	ている。		
		河口部は、左岸側には芦屋港を挟んで白砂青松が美しい芦	・河口部の利用状況の追記
		産海岸、石岸側には何山、十重 教寺の司石泉勝の城を巡る ままた。 波懸け遊歩道、遠賀川を一望できる魚見公園や城山公園等の	
40		景勝地が多くあり、河口から海域にかけては北九州都市圏の	
40		海洋レジャースポットとなっている。	
		神汗レン(一人ハットとなっている。	
		支川彦山川中流部の田川市では、福岡県の無形民俗文化財	• No29 から移動
41		に指定された「風治八幡宮川渡り神幸祭」が毎年5月に行わ	
		れ、彦山川が祭事の舞台として利用されている。	

	遠賀川水系河川整備基本方針(平成16年6月策定)	遠賀川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	是更加5次77年間至于75年(十九10年6月末之)	本川中流部の直方市では、平成16年(2004年)10月に災	・河川活動の追記
		書時における地域の防災活動の拠点等を目的とした遠賀川	
		当時における地域の防災活動の拠点等を目的とした速負用地域防災施設「遠賀川水辺館」がオープンし、平常時には住	
		民団体等の交流や川に関する体験学習、川に関する情報発信	
42		の場として多くの人々に利用される等、地域連携を深めるための情報なからして、河川	
		めの情報交換と人的交流を促進することを目的として、河川の維持、河川環境の個人などの河川の第四にのなどで活動す	
		の維持、河川環境の保全などの河川の管理につながる活動を	
		自発的に行っている河川に精通する団体等により、様々な住	
		民活動が展開されている。	
			- ・かわまちづくり事業の追
		また、各地域の特色を活かし、まちづくりと一体となっ	記
		た水辺の計画・整備にあたり、「かわまちづくり支援制	
		度」を活用して、遠賀川水系の沿川市町村と調整を行いな	
		がら、河川空間を活かした地域のにぎわいを創出する取組	
		を実施している。	
43			

	遠賀川水系河川整備基本方針(平成16年6月策定)	遠賀川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
44	(2)河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	
45	遠賀川水系では、未曾有の被害をもたらした昭和10年洪水、昭和28年洪水及び平成13年、平成15年など近年の大きな浸水被害を踏まえ、洪水から貴重な生命・財産を守り、地域住民が安心して暮らせるように社会基盤の整備を図る。また、流域の風土、文化、歴史を踏まえ、地域の個性と活力につながる川づくりを目指し、関係機関や地域住民との連携を強化しながら、治水、利水、環境に関わる施策を総合的に展開する。	気候変動の影響により頻発化・激甚化する水災害に対し、貴重な生命、財産を守り、地域住民の安全と安心を確保するとともに、持続可能で強靱な社会の実現を目指す。 遠賀川水系においては、想定し得る最大規模までのあらゆる洪水に対し、人命を守り、経済被害を軽減するため、河川の整備の基本となる洪水の氾濫を防ぐことに加え、氾濫の被害をできるだけ減らすよう河川整備等を図る。さらに、集水域と氾濫域を含む流域全体のあらゆる関係者が協働して行う総合的かつ多層的な治水対策を推進するため、上下流の関係者の理解促進・意識の醸成や、流域関係者の合意形成を促進する取組の実施や、自治体等が実施する取組の支援を行う。	・気候変動の影響を考慮する観点、「流域治水」の観点を追記・河川整備基本方針の根幹の考え方を追記
46		本川及び支川の整備にあたっては、本支川及び上下流バランスや背後地・河川利用状況等を考慮し、沿川の土地利用と一体となった貯留・遊水機能の確保も考慮した整備を通じ、それぞれの地域で安全度の向上・確保を図りつつ、流域全体で水災害リスクを低減するよう、水系として一貫した河川整備を行う。	・No42 より移動
47		そのため、国及び県の管理区間でそれぞれが行う河川整備や維持管理に加え、河川区域に接続する沿川の背後地において自治体等と連携して行う流域対策について、相互の連絡調整や進捗状況等の共有を強化する。 遠賀川水系の特性を踏まえた流域治水の推進のため、関係機関の適切な役割分担により自治体が行う土地利用規制・立地の誘導等と連携・調整し、住民と合意形成を図るとともに、沿川における保水・貯留・遊水機能の確保については、特定都市河川浸水被害対策法等の活用を含め検討を行う。	・関係機関や地域住民と連携した推進について追記 ・特定都市河川について追 記

	遠賀川水系河川整備基本方針(平成 16 年 6 月策定)	遠賀川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
48		なお、気候変動の影響が顕在化している状況を踏まえ、水理・水文や土砂移動、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境に係る観測を継続的に行う。また、官学が連携して温暖化による流域の降雨・流出特性や上流から下流及び本支川における洪水の流下特性、降雨量等の変化、河川生態等への影響の把握・予測に努め、これらの情報を流域の関係者と共有し、施策の充実を図る。	・気候変動の影響に関する モニタリングについて追記 ・官学が連携した温暖化の 影響等の予測技術の向上を 追記
49		併せて、流域全体で総合的かつ多層的な治水対策を推進するためには、様々な立場で主体的に参画する人材が必要であることから、大学や研究機関、樋門・樋管等操作・水防活動等に従事する消防団、河川に精通する団体等と連携し、専門性の高い様々な情報を立場の異なる関係者に分かりやすく伝えられる人材の育成にも努める。また、学校教育プログラムの一環として取り組んでいる環境教育や防災教育の取組を継続するとともに、インフラツーリズム等の機会を通じて防災に関する人材育成に努める。	・人材育成の観点の追記

		1	还 良川小木
	遠賀川水系河川整備基本方針(平成 16 年 6 月策定)	遠賀川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	このような考えのもとに、河川整備の現状、森林等の流	このような点も踏まえ、水源から河口まで一貫した計画の	・考慮事項の追加
	域の状況、砂防、治山工事の実施状況、水害発生の状況、	もと、流域のあらゆる関係者とリスク情報等を共有し、段階	
	河川の利用の現状(水産資源の保護及び漁業を含む)、流域	的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして、河川の総	
	の歴史、文化及び河川環境を考慮し、また、関連地域の社	合的な保全と利用を図る。その実施にあたっては、河川整備	
	会経済情勢に即応するよう環境基本計画等との調整を図	の現状、森林等の流域の状況、砂防や治山工事の実施状況、水	
	り、かつ、土地改良事業、下水道事業等の関連事業及び既	害の発生状況、水産資源の保護や漁業の営みも含めた河川の	
50	存の水利施設等の機能の維持を十分考慮して、水源から河	利用の現状、食料供給基地として重要な農業の営み、地域の	
	口まで一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるにあ	構造や歴史的な形成過程、流域の歴史、文化並びに河川環境	
	たっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を	の保全等を考慮するとともに、関連地域の社会経済情勢の発	
	図る。	展に即応するよう、都市計画、環境基本計画等との調整を図	
		り、かつ、土地改良事業、下水道事業等の関連事業及び既存の	
		水利施設等の機能の維持についても十分考慮する。	
	健全な水循環系の構築を図るため、流域の水利用の合理	また、水のもたらす恩恵を享受できるよう、流域において	・水循環基本計画を踏まえ
51	化、下水道整備等を関係機関や地域住民と連携しながら流	関係する行政等の公的機関、有識者、事業者、団体、住民等	た表現の修正
וט	域一体となった取り組みを推進する。	の様々な主体が連携して、森林整備・保全対策の実施等、健	
		全な水循環の維持又は回復のための取組を推進する。	
		河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正	 ・河川の維持管理、地域経済
	正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と	な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全、	の活性化の観点を追記
	保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮で	地域経済の活性化やにぎわいの創出等の観点から、河川の有	・DX の推進の観点の追記
	きるよう適切に行う。	する多面的機能を十分に発揮できるよう適切に行う。	
52	このよう過例に行う。	特に、遠賀川では、水門・樋門等の河川管理施設数が膨大	
		であることから、維持管理に関する計画を定め、デジタル・	
		トランスフォーメーション(DX)の推進を図るなど実施体	
		制の充実を図る。	
		「叩いル夫で凶る。 	

速資川水系河川整備基本方針(学成 16 年 6 月東定) また、河川維持管理の高度化・効率化に向け、3 次元河川 管内図の構築ならびにデータの充実を図る。 さらに、予防保全型のメンテナンスサイクルを構築し、総 統的に発展させるよう努める。 河道内の局所的な堆積や洗掘に伴う河床変動などの土砂移 動に関する課題に対し、流域の源頭部から海岸までの一貫し た総合的な土砂管理の関係は耐いた。ダムや框の施設管理者や海岸、砂防、治山関係部局等の関係機関との量把框、土砂移動と河川生態系への影響に関する調査・研究に取り組む とともに、砂防爆堤の整備等による過剰な土砂流出の抑制、河川生態系の保全、河道の維持、海岸線の保全に向けた適切 な土砂移動に可には、多候変動による降雨量の増加 等により変化する可能性もあると考えられることから、モニタリングを継続的に実施し、電学が連携して気候変動の影響 の把握と土砂生産の予測技術の向上に努め、必要に応じて対策を実施していく。		 	*************************************	
管内図の構築ならびにデータの充実を図る。 さらに、予防保全型のメンテナンスサイクルを構築し、継続的に発展させるよう努める。 河道内の局所的な堆積や洗掘に伴う河床変動などの土砂移動に関する課題に対し、流域の源頭部から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の観点から、ダムや堰の施設管理者や海岸、砂防、治山関係部局等の関係機関と連携し、流域における河床材料や河床高の経年変化、土砂移動量の定量把握、土砂移動と河川生態系への影響に関する調査・研究に取り組むとともに、砂防堰堤の整備等による過剰な土砂流出の抑制、河川生態系の保全、河道の維持、海岸線の保全に向けた適切な土砂移動の確保等、流域全体での総合的な土砂管理について、関係部局が連携して取り組んでいく。なお、土砂移動のでは、気候変動による降雨量の増加等により変化する可能性もあると考えられることから、モニタリングを継続的に実施し、官学が連携して気候変動の影響の把握と土砂生産の予測技術の向上に努め、必要に応じて対		遠賀川水系河川整備基本方針(平成 16 年 6 月策定)	遠賀川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
管内図の構築ならびにデータの充実を図る。 さらに、予防保全型のメンテナンスサイクルを構築し、維続的に発展させるよう努める。 「河道内の局所的な堆積や洗掘に伴う河床変動などの土砂移動に関する課題に対し、流域の源頭部から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の観点から、ダムや堰の施設管理者や海岸、砂防、治山関係部局等の関係機関と連携し、流域における河床材料や河床高の経年変化、土砂移動量の定量把握、土砂移動と河川生態系への影響に関する調査・研究に取り組むとともに、砂防堰堤の整備等による過剰な土砂流出の抑制、河川生態系の保全、河道の維持、海岸線の保全に向けた適切な土砂移動の確保等、流域全体での総合的な土砂管理について、関係部局が連携して取り組んでいく。なお、土砂移動については、気候変動による降雨量の増加等により変化する可能性もあると考えられることから、モニタリングを継続的に実施し、官学が連携して気候変動の影響の把握と土砂生産の予測技術の向上に努め、必要に応じて対			また、河川維持管理の高度化・効率化に向け、3次元河川	
さらに、予防保全型のメンテナンスサイクルを構築し、維続的に発展させるよう努める。 河道内の局所的な堆積や洗掘に伴う河床変動などの土砂移動に関する課題に対し、流域の源頭部から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の観点から、ダムや堰の施設管理者や海岸、砂防、治山関係部局等の関係機関と連携し、流域における河床材料や河床高の経年変化、土砂移動量の定量把握、土砂移動と河川生態系への影響に関する調査・研究に取り組むとともに、砂防堰堤の整備等による過剰な土砂流出の抑制、河川生態系の保全、河道の維持、海岸線の保全に向けた適切な土砂移動の確保等、流域全体での総合的な土砂管理について、関係部局が連携して取り組んでいく。なお、土砂移動については、気候変動による降雨量の増加等により変化する可能性もあると考えられることから、モニタリングを継続的に実施し、官学が連携して気候変動の影響の把握と土砂生産の予測技術の向上に努め、必要に応じて対			管内図の構築ならびにデータの充実を図る。	
河道内の局所的な堆積や洗掘に伴う河床変動などの土砂移動に関する課題に対し、流域の源頭部から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の観点から、ダムや堰の施設管理者や海岸、砂防、治山関係部局等の関係機関と連携し、流域における河床材料や河床高の経年変化、土砂移動量の定量把握、土砂移動と河川生態系への影響に関する調査・研究に取り組むとともに、砂防堰堤の整備等による過剰な土砂流出の抑制、河川生態系の保全、河道の維持、海岸線の保全に向けた適切な土砂移動の確保等、流域全体での総合的な土砂管理について、関係部局が連携して取り組んでいく。なお、土砂移動については、気候変動による降雨量の増加等により変化する可能性もあると考えられることから、モニタリングを継続的に実施し、官学が連携して気候変動の影響の把握と土砂生産の予測技術の向上に努め、必要に応じて対			さらに、予防保全型のメンテナンスサイクルを構築し、継	上記
動に関する課題に対し、流域の源頭部から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の観点から、ダムや堰の施設管理者や海岸、砂防、治山関係部局等の関係機関と連携し、流域における河床材料や河床高の経年変化、土砂移動量の定量把握、土砂移動と河川生態系への影響に関する調査・研究に取り組むとともに、砂防堰堤の整備等による過剰な土砂流出の抑制、河川生態系の保全、河道の維持、海岸線の保全に向けた適切な土砂移動の確保等、流域全体での総合的な土砂管理について、関係部局が連携して取り組んでいく。なお、土砂移動については、気候変動による降雨量の増加等により変化する可能性もあると考えられることから、モニタリングを継続的に実施し、官学が連携して気候変動の影響の把握と土砂生産の予測技術の向上に努め、必要に応じて対			続的に発展させるよう努める。	
動に関する課題に対し、流域の源頭部から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の観点から、ダムや堰の施設管理者や海岸、砂防、治山関係部局等の関係機関と連携し、流域における河床材料や河床高の経年変化、土砂移動量の定量把握、土砂移動と河川生態系への影響に関する調査・研究に取り組むとともに、砂防堰堤の整備等による過剰な土砂流出の抑制、河川生態系の保全、河道の維持、海岸線の保全に向けた適切な土砂移動の確保等、流域全体での総合的な土砂管理について、関係部局が連携して取り組んでいく。なお、土砂移動については、気候変動による降雨量の増加等により変化する可能性もあると考えられることから、モニタリングを継続的に実施し、官学が連携して気候変動の影響の把握と土砂生産の予測技術の向上に努め、必要に応じて対				
動に関する課題に対し、流域の源頭部から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の観点から、ダムや堰の施設管理者や海岸、砂防、治山関係部局等の関係機関と連携し、流域における河床材料や河床高の経年変化、土砂移動量の定量把握、土砂移動と河川生態系への影響に関する調査・研究に取り組むとともに、砂防堰堤の整備等による過剰な土砂流出の抑制、河川生態系の保全、河道の維持、海岸線の保全に向けた適切な土砂移動の確保等、流域全体での総合的な土砂管理について、関係部局が連携して取り組んでいく。なお、土砂移動については、気候変動による降雨量の増加等により変化する可能性もあると考えられることから、モニタリングを継続的に実施し、官学が連携して気候変動の影響の把握と土砂生産の予測技術の向上に努め、必要に応じて対			河道内の局所的な堆積や洗掘に伴う河床変動などの土砂移	
た総合的な土砂管理の観点から、ダムや堰の施設管理者や海 岸、砂防、治山関係部局等の関係機関と連携し、流域における河床材料や河床高の経年変化、土砂移動量の定量把握、土 砂移動と河川生態系への影響に関する調査・研究に取り組む とともに、砂防堰堤の整備等による過剰な土砂流出の抑制、 河川生態系の保全、河道の維持、海岸線の保全に向けた適切 な土砂移動の確保等、流域全体での総合的な土砂管理につい て、関係部局が連携して取り組んでいく。 なお、土砂移動については、気候変動による降雨量の増加 等により変化する可能性もあると考えられることから、モニ タリングを継続的に実施し、官学が連携して気候変動の影響 の把握と土砂生産の予測技術の向上に努め、必要に応じて対			動に関する課題に対し、流域の源頭部から海岸までの一貫し	
岸、砂防、治山関係部局等の関係機関と連携し、流域における河床材料や河床高の経年変化、土砂移動量の定量把握、土砂移動と河川生態系への影響に関する調査・研究に取り組むとともに、砂防堰堤の整備等による過剰な土砂流出の抑制、河川生態系の保全、河道の維持、海岸線の保全に向けた適切な土砂移動の確保等、流域全体での総合的な土砂管理について、関係部局が連携して取り組んでいく。なお、土砂移動については、気候変動による降雨量の増加等により変化する可能性もあると考えられることから、モニタリングを継続的に実施し、官学が連携して気候変動の影響の把握と土砂生産の予測技術の向上に努め、必要に応じて対			 た総合的な土砂管理の観点から、ダムや堰の施設管理者や海	
る河床材料や河床高の経年変化、土砂移動量の定量把握、土砂移動と河川生態系への影響に関する調査・研究に取り組むとともに、砂防堰堤の整備等による過剰な土砂流出の抑制、河川生態系の保全、河道の維持、海岸線の保全に向けた適切な土砂移動の確保等、流域全体での総合的な土砂管理について、関係部局が連携して取り組んでいく。 なお、土砂移動については、気候変動による降雨量の増加等により変化する可能性もあると考えられることから、モニタリングを継続的に実施し、官学が連携して気候変動の影響の把握と土砂生産の予測技術の向上に努め、必要に応じて対			 岸、砂防、治山関係部局等の関係機関と連携し、流域におけ	の方例及例の用土を追記
砂移動と河川生態系への影響に関する調査・研究に取り組むとともに、砂防堰堤の整備等による過剰な土砂流出の抑制、河川生態系の保全、河道の維持、海岸線の保全に向けた適切な土砂移動の確保等、流域全体での総合的な土砂管理について、関係部局が連携して取り組んでいく。なお、土砂移動については、気候変動による降雨量の増加等により変化する可能性もあると考えられることから、モニタリングを継続的に実施し、官学が連携して気候変動の影響の把握と土砂生産の予測技術の向上に努め、必要に応じて対			る河床材料や河床高の経年変化、土砂移動量の定量把握、土	
とともに、砂防堰堤の整備等による過剰な土砂流出の抑制、 河川生態系の保全、河道の維持、海岸線の保全に向けた適切 な土砂移動の確保等、流域全体での総合的な土砂管理につい て、関係部局が連携して取り組んでいく。 なお、土砂移動については、気候変動による降雨量の増加 等により変化する可能性もあると考えられることから、モニ タリングを継続的に実施し、官学が連携して気候変動の影響 の把握と土砂生産の予測技術の向上に努め、必要に応じて対				
河川生態系の保全、河道の維持、海岸線の保全に向けた適切な土砂移動の確保等、流域全体での総合的な土砂管理について、関係部局が連携して取り組んでいく。 なお、土砂移動については、気候変動による降雨量の増加等により変化する可能性もあると考えられることから、モニタリングを継続的に実施し、官学が連携して気候変動の影響の把握と土砂生産の予測技術の向上に努め、必要に応じて対				
な土砂移動の確保等、流域全体での総合的な土砂管理について、関係部局が連携して取り組んでいく。 なお、土砂移動については、気候変動による降雨量の増加等により変化する可能性もあると考えられることから、モニタリングを継続的に実施し、官学が連携して気候変動の影響の把握と土砂生産の予測技術の向上に努め、必要に応じて対				
て、関係部局が連携して取り組んでいく。 なお、土砂移動については、気候変動による降雨量の増加 等により変化する可能性もあると考えられることから、モニ タリングを継続的に実施し、官学が連携して気候変動の影響 の把握と土砂生産の予測技術の向上に努め、必要に応じて対				
なお、土砂移動については、気候変動による降雨量の増加 等により変化する可能性もあると考えられることから、モニ タリングを継続的に実施し、官学が連携して気候変動の影響 の把握と土砂生産の予測技術の向上に努め、必要に応じて対	53			
等により変化する可能性もあると考えられることから、モニタリングを継続的に実施し、官学が連携して気候変動の影響の把握と土砂生産の予測技術の向上に努め、必要に応じて対	33			
タリングを継続的に実施し、官学が連携して気候変動の影響の把握と土砂生産の予測技術の向上に努め、必要に応じて対				
の把握と土砂生産の予測技術の向上に努め、必要に応じて対			等により変化する可能性もあると考えられることから、モニ	
			タリングを継続的に実施し、官学が連携して気候変動の影響	
策を実施していく。			の把握と土砂生産の予測技術の向上に努め、必要に応じて対	
			策を実施していく。	

	遠賀川水系河川整備基本方針(平成16年6月策定)	遠賀川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
54	ア. 災害の発生の防止又は軽減	ア. 災害の発生の防止又は軽減	
55	災害の発生の防止または軽減に関しては、沿川地域を洪水から防御するため、遠賀川の自然環境や河川の利用等に配慮しながら、堤防の新設・拡築、低水路拡幅等の河道掘削、固定堰の改築などにより河積を増大させ、護岸等を設置し、計画規模の洪水の安全な流下を図る。特に、河川内に存在する多くの横断工作物のうち、流下阻害となっている固定堰等については改築し、必要に応じて統廃合を行う。また、内水被害の著しい地域においては、下水道事業等関連事業や関係機関と連携を図りながら内水被害の軽減対策を実施する。	災害の発生の防止又は軽減に関しては、河道や沿川の状況 等を踏まえ、それぞれの地域特性にあった治水対策を講じる。背後地の人口・資産の集積状況をはじめ、本川や支川等 の沿川地域の水害リスクの状況、流域の土地利用、河川空間 や河川水の利活用、土砂移動の連続性や生物・物質循環、豊 かな自然環境等に配慮し、水系全体・流域全体としてのバラ ンスを十分に考慮の上、治水安全度を向上させる。	・河川整備の留意点の拡充 ・No40 へ一部移動
56	堤防、樋門、排水機場等の河川管理施設の機能を確保するため、巡視、点検、維持補修、機能改善などを計画的に行うことにより、常に良好な状態を保持しつつ、施設管理の高度化、効率化を図る。		・No40 へ移動
57	また、計画規模を上回る洪水及び整備途上段階で施設能力以上の洪水が発生し氾濫した場合においても、被害をできるだけ軽減できるよう、必要に応じて対策を実施する。	基本高水を上回る洪水及び整備途上段階で施設能力以上の 洪水が発生し氾濫した場合においても被害をできるだけ軽減 できるよう、関係機関と連携して水害に強い地域づくりの推 進を図る。 段階的な河川整備の検討に際しては、さまざまな洪水が発 生することも想定し、基本高水に加え可能な限り発生が予測 される降雨パターンを考慮して、地形条件等により水位が上 昇しやすい区間や氾濫した場合に特に被害が大きい区間等に おける氾濫の被害をできるだけ抑制する対策等を検討する。 その際には、各地域及び流域全体の被害軽減ならびに地域の 早期復旧・復興に資するよう、必要に応じ、関係機関との連 絡・調整を図る。	・水害に強い地域づくりの 観点の追記 ・気候変動により発生が予 測される降雨パターンへ の対応を追記 ・河川管理者が実施する被 害軽減対策の充実につい て追記

	遠賀川水系河川整備基本方針(平成 16 年 6 月策定)	遠賀川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
58		これらの方針に沿って、遠賀川については、豊かな自然環境を形成しながら、堤防整備及び河道掘削により河積を増大させる。 また、必要に応じて護岸の整備、浸透対策等の堤防の安全性確保のための堤防補強対策を実施する。洪水の流下阻害等治水上の支障となるおそれのある橋梁等の横断工作物については、関係機関と河道断面の変化等に関する情報を共有する等、調整・連携を図りながら、必要な対策を実施する。	
59		河道掘削等による河積の確保にあたっては、土砂動態を 踏まえ、河道の安定・維持に配慮するとともに、川が本来 有している動植物の生息・生育・繁殖環境や河川景観の保 全・創出を行い、また、河川利用等との調和を形成するな ど良好な河川空間の形成を図り、河積の増大を図る。	・河道掘削における環境・景観に関する観点の追記
60		そのため、洪水時の本川のみならず支川も含めた水位の 縦断変化等について継続的な調査観測を実施し、結果を反 映した河川整備や適切な維持管理を実施する。	・維持管理の観点の追記

	遠賀川水系河川整備基本方針(平成 16 年 6 月策定)	遠賀川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
61		また、流域内の土地利用等も踏まえて新たな洪水調節施設等を整備し、基本高水に対し洪水防御を図るとともに、施設の検討にあたっては、施設管理上の負担が過度とならないよう留意するものとする。 洪水調節機能強化にあたっては、降雨の予測技術の活用や観測網の充実、施設操作等の必要なデータ連係を図るとともに、流域内の既存ダムにおいては、施設管理者との相互理解・協力の下に、関係機関が連携した効果的な事前放流に努める。なお、これら業務の効率化のため、デジタル・トランスフォーメーション(DX)を推進する。	・新たな洪水調節施設の整備について追記
62		堤防、樋門、排水機場等の河川管理施設の機能を確保するため、平常時及び洪水時における巡視、点検をきめ細かく実施し、河川管理施設及び河道の状態を的確に把握し、維持補修、機能改善等を計画的に行うことにより、常に良好な状態に保持するとともに、河川管理施設の無動力化・遠隔操作化や河川空間監視カメラによる監視の実施等により施設管理の高度化、効率化を図る。さらに、流域全体を俯諏し、維持管理の最適化が図れるよう、国及び県の河川管理者間の連携強化に努める。	・No39 より移動 ・維持管理の強化を追記 ・連携強化に関する追記
63		なお、内水排除の施設については、排水先の河川の出水 状況等を把握し、排水ポンプの運転調整を行うなど関係機 関と連絡調整を図りつつ適切な運用を行う。	・ポンプ運転調整について記載

	遠賀川水系河川整備基本方針(平成 16 年 6 月策定)	遠賀川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
64		河道内の樹木については、樹木による河積阻害が洪水位に 及ぼす影響を十分把握し、河川環境の保全や創出を図りつ つ、洪水の安全な流下を図るため、樹木の繁茂状況等につい て河道管理基本シートを元に要注意箇所を抽出し、計画的な 伐採等適正な管理を実施する。また、河道内の州の発達や深 掘れの進行等についても、河道管理基本シートを用いて適切 な管理を実施する。	・河道内の維持管理について追記
65		また、内水被害の著しい地域においては、気候変動による降雨分布の変化及び河道や沿川の状況等を踏まえ、河川の整備や必要に応じた排水ポンプの整備の実施に加え、流出抑制に向けた保水・貯留機能を確保する対策、土地利用規制や立地の誘導等、自治体が実施する内水被害の軽減対策に必要な支援を実施する。また、沿川自治体や下水道管理者等の関係機関と連携を図りながら対策を進めていくとともに、流域全体を俯瞰し、維持管理の最適化が図られるよう、国及び県の河川管理者間の連携強化に努める。	・内水被害地域における対策について記載

土砂・洪水氾濫による被害のおそれがある流域においては、沿川の保全対象の分布状況を踏まえ、一定規模の外力に対し土砂・洪水氾濫及び土砂・洪水氾濫時に流出する流木による被害の防止を図るとともに、それを超過する外力に対しても被害の軽減に努める。対策の実施にあたっては、土砂、流木の生産抑制・捕捉等の対策を実施する砂防部局等の関係機関と連携・調整を図り、土砂の流送制御のための河道形状の工夫や河道整備を実施する。併せて、施設能力を超過する外力に対し、土砂・洪水氾濫によるハザード情報を整備し、関係住民等への周知に努める。なお、土砂・洪水氾濫は気候変動により頻発化しており、現在対策を実施していない地域においても、将来の降雨量の増加や降雨波形の変化、過去の発生記録、地形や保全対象の分布状況等の流域の特徴の観点から土砂・洪水氾濫の被害の蓋然性を踏まえて対策を検討・実施する。		遠賀川水系河川整備基本方針(平成16年6月策定)	遠賀川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	66	及貝川小糸川川登順基本力 (平成10年0月東正)	土砂・洪水氾濫による被害のおそれがある流域においては、沿川の保全対象の分布状況を踏まえ、一定規模の外力に対し土砂・洪水氾濫及び土砂・洪水氾濫時に流出する流木による被害の防止を図るとともに、それを超過する外力に対しても被害の軽減に努める。 対策の実施にあたっては、土砂、流木の生産抑制・捕捉等の対策を実施する砂防部局等の関係機関と連携・調整を図り、土砂の流送制御のための河道形状の工夫や河道整備を実施する。併せて、施設能力を超過する外力に対し、土砂・洪水氾濫によるハザード情報を整備し、関係住民等への周知に努める。 なお、土砂・洪水氾濫は気候変動により頻発化しており、現在対策を実施していない地域においても、将来の降雨量の増加や降雨波形の変化、過去の発生記録、地形や保全対象の分布状況等の流域の特徴の観点から土砂・洪水氾濫の被害の	・土砂、流木の生産抑制、捕

	遠賀川水系河川整備基本方針(平成16年6月策定)	遠賀川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
67		河川津波対策にあたっては、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」は施設対応を超過する事象として、住民等の生命を守ることを最優先とし、流域の関係者が津波防災地域づくり等と一体となって減災対策を実施する。また、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす「計画津波」に対しては、津波による災害から人命や財産等を守るため、海岸における防御と一体となって河川堤防等により津波災害を防御するものとする。	・津波対策の観点の追 記
68		被害対象を減少させるために、低中高頻度といった複数の確率規模の浸水想定や、施設整備前後の浸水を想定した多段的なハザード情報を流域の関係者に提供するとともに、流域の市町村や県の都市計画・建築部局等がハザードの要因や特徴等を理解し、地域の持続性を踏まえ、立地適正化計画の枠組等の活用により、人口減少下においてコンパクトなまちづくりの推進に加え、水害リスクを考慮した土地利用規制や立地を誘導するなど、水害に強い地域づくりの検討がなされるよう技術的支援を行う。	・関係機関や地域住民等と連携する内容を踏まえて追記・河川管理者の支援を追記

遠賀川水系河川整備基本方針(平成16年6月策定) 遠賀川水系河川整備基本方針(変更案) 変更理由 さらに、想定し得るあらゆる規模の洪水に対し、流域の関 係者や民間企業等と連携し、人命を守り経済被害の軽減に取り組む。 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすために、流域内の土地利用や保水・貯留・遊水機能の状況の変化、既存ダムの事前放流の実施状況等の把握、及び治水効果の定量的・定性的な評価を関係機関と協力して進め、これらを流域の関係者と共有し、より多くの関係者の参画及び効果的な対策の促進に努める。
係者や民間企業等と連携し、人命を守り経済被害の軽減に取り組む。

さらに、ハザードマップの作成支援、住民も参加した防災 訓練などにより災害時のみならず平常時からの防災意識の向 上を図るとともに、既往洪水の実績等も踏まえ、洪水予報、 防警報の充実、水防活動との連携、河川情報の収集と情報伝 達体制及び警戒避難体制の充実、土地利用計画や都市計画と の調整など、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等 と連携して推進する。

洪水・津波・土砂等による被害軽減のため、支川や内水を考慮した複合的なハザードマップの作成支援や災害対応タイムラインの作成支援、地域住民も参加した防災訓練、地域の特性を踏まえた防災教育への支援、デジタル化などによる情報発信の強化により、災害時のみならず平常時から防災意識の向上を図るとともに、既往洪水の実績等も踏まえ、洪水予報、防警報の充実、水防活動との連携、河川情報の収集と情報伝達体制及び警戒避難体制の充実を図り、自助・共助・公助の精神のもと、市町村長による避難指示等の適切な発令、住民等の自主的な避難、広域避難の自治体間の連携、的確な水防活動、円滑な応急活動の実施を推進し、地域防災力の強化を推進する。

遠賀川水系河川整備基本方針(変更案)

また、デジタル技術の導入と活用で、個々に置かれた状況や居住地の水災害リスクに応じた適切な防災行動がとれるよう地域住民の理解促進に資する啓発活動の推進、地域住民も参加した防災訓練等による避難の実行性の確保を関係機関や地域住民と連携して推進する。

併せて、洪水・地震・津波防災のため、復旧資機材の備蓄、情報の収集・伝達、復旧活動の拠点等を目的とする防災拠点等の整備を行う。

また、流域対策の検討状況、科学技術の進展、将来気候の 予測技術の向上、将来降雨データの充実等を踏まえ、関係機 関と連携し、更なる治水対策の改善に努め、土地利用計画や都 市計画との調整など、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域 住民、企業と連携して推進する。 変更理由

・河川情報の提供、防災 教育

等に関する記載の拡充、 今後の取り組みを追記

70

			退 莫川水糸
	遠賀川水系河川整備基本方針(平成16年6月策定)	遠賀川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
71	支川及び本川上流区間については、本支川及び上下流のバランスを考慮し、水系として一貫した河川整備を行う。		・No33 へ移動
72	イ. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	イ. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	
73	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、上水道用水の供給等、河川への依存度が高い状況に鑑み、今後とも流水の利用の適正化や合理化が図られるよう関係機関との調整に努めるとともに、下水処理水や既設ダムの有効活用等について調査検討し、関係機関と連携して、流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保に努める。	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、水の安定供給を確保するために、経済・社会情勢の変化等を勘案しながら、今後とも関係機関と連携して広域的かつ合理的な利用の促進を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため必要な流量を確保するように努める。	・表現の適正化
74	また、渇水等の被害を最小限に抑えるために、情報提供、情報伝達体制の強化及び水利使用者相互間の水融通の円滑化などを関係機関及び水利使用者等と連携して推進する。	さらに、渇水等発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提供、情報伝達体制を整備するとともに、水利使用者相互間の水融通の円滑化等を関係機関及び水利使用者等と連携して推進する。加えて気候変動による降雨量や流況の変化等の把握に努め関係者との共有を図る。	・表現の適正化 ・気候変動による流況の 変化等の把握の観点の 追記

			遠賀川水糸
	遠賀川水系河川整備基本方針(平成16年6月策定)	遠賀川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
75	ウ. 河川環境の整備と保全	ウ. 河川環境の整備と保全	
76	河川環境の整備と保全に関しては、良好な自然環境や動植物の多様な生息・生育環境の保全・再生を図るとともに、流域住民の積極的な自然体験活動や環境学習等の河川空間の利用が盛んであることを踏まえ、河川利用と自然環境との調和のとれた河川整備に努める。	河川環境の整備と保全・創出に関しては、これまでの地域の人々と遠賀川との歴史的・文化的な関わりを踏まえ、遠賀川の清らかな流れと豊かな自然が織りなす良好な河川景観や多様な動植物が生息・生育・繁殖する豊かな自然環境を保全・創出し、次世代に継承する。	・表現の適正化
77	このため、流域の自然的・社会的状況を踏まえ、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、空間管理等の目標を定め、地域と連携しながら川づくりを推進する。	このため、流域の自然的・社会的状況を踏まえ、土砂動態にも配慮しながら、河川環境の目標を定め、良好な河川環境の整備と保全・創出という観点から、河川工事等においては多自然川づくりを推進し、魚類の生息・繁殖場、コウノトリの採餌場となる湿地環境を創出する等、生態系ネットワークの形成にも寄与する良好な河川環境の保全・創出を図る。河川工事等により河川環境に影響を与える場合には、代償措置等によりできるだけ影響を回避・低減し、良好な河川環境の保全・創出を図る。また、劣化もしくは失われた河川環境の状況に応じて、河川工事等により、かつての良好な河川環境の再生・創出を図る。実施にあたっては、地域住民や関係機関と連携しながら川づくりを推進する。生態系ネットワークの形成にあたっては、河川のみならず、河川周辺の水田・森林・ため池など流域の自然環境の保全や創出を図るほか、まちづくりと連携した地域経済の活性化やにぎわいの創出など、自然環境が有する保水・遊水機能や生物の生息・生育・繁殖の場の提供等の多面的な機能を最大限に活用し、治水対策を適切に組み合わせることにより、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを関係機関と連携して推進する。	・連続性、生態系ネットワークの観点の追記

			速賀川水糸
	遠賀川水系河川整備基本方針(平成16年6月策定)	遠賀川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
78	動植物の生息地、生育地の保全については、貴重な動植物などが生息・生育する瀬・淵や河畔林、湿性地等の良好な自然環境の保全に努める。多様な動植物が生息・生育できる豊かな河川環境の再生のため魚道等の整備や河川整備を通じて様々な魚介類が生息する場のネットワーク化を図る。	動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出については、河川 環境の重要な要素である土砂動態等を把握しながら、重要種を含 む多様な動植物を育む瀬・淵やワンド、河岸、河畔林、湿性地等 の定期的なモニタリングを行いながら、新たな学術的な知見も取 り入れ、生物の生活史全体を支える環境を確保する。	・表現の適正化 ・新たな学術的な知見の 視点を追記
79		上流部においては、ツルヨシやマコモの群落、アサザ等が生育する湿地や流れのゆるやかな浅水域を保全・創出する。絶滅危惧種のミナミメダカ、絶滅危惧種のオヤニラミ等の魚類が生息・繁殖する水生植生帯を保全・創出する。絶滅危惧種のヤマトシマドジョウ等の魚類が生息・繁殖するワンド・たまりを保全・創出する。	・各区域における環境配慮の目標を追記・環境省レッドデータでW以上の種について記載の修正
80		中流部においては、ヨロイグサ、イヌゴマ、絶滅危惧種のアゼオトギリ、ヨシやオギ群落等の生育環境となる水生植物帯を保全・創出する。ギギ等の魚類が生息・繁殖環境となる砂礫河床を保全・創出する。カネヒラ、絶滅危惧種のオンガスジシマドジョウ等の魚類が生息・繁殖するワンド・たまりを保全・創出する。中間市にある中島では、ツグミやサギ類等の鳥類の生息・繁殖環境となる河畔林、オオヨシキリ等の鳥類や、昆虫類の生息・繁殖環境となるヨシ・オギ群落、ウマスゲ等の湿性草木群落を保全・創出する。	・各区域における環境配慮 の目標を追記 ・環境省レッドデータで W以上の種について記 載の修正

	遠賀川水系河川整備基本方針(平成16年6月策定)	遠賀川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
81	及負用水水利用金桶。全个月到(干水10年0月水足)	下流部においては、遠賀川河口堰上流部の湛水域では止水性のギンブナ、コイ等が生息・繁殖できる水生植物帯を保全する。カモ類、カモメ類、ミサゴ等の鳥類が生息する開放水面を保全する。汽水域ではハマサジやハマボウ等の塩生植物が生育する干潟を保全・創出する。シギ・チドリ類等の鳥類や、絶滅危惧種のハクセンシオマネキ等の底生動物が生息・繁殖する干潟を保全・創出する。	・各区域における環境配慮の目標を追記・環境省レッドデータでWU以上の種について記載の修正
82		支川の彦山川においては、鳥類のヤマセミが生息・繁殖する河 畔林、両生類のカジカガエル等が生息・繁殖する平瀬の河床を保 全する。絶滅危惧種のミナミメダカ、絶滅危惧種のオヤニラミが 生息・繁殖する水生植物帯、絶滅危惧種のアカザ等の魚類が生 息・繁殖する瀬・淵を保全・創出する。	・各区域における環境配慮の目標を追記・環境省レッドデータで W 以上の種について記載の修正
83		特定外来生物等の生息・生育・繁殖が確認され、在来生物への影響が懸念される場合は、関係機関等と連携し、適切な対応を行う。	・特定外来生物への対応 等について追記

	T	<u></u>	
	遠賀川水系河川整備基本方針(平成16年6月策定)	遠賀川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
84	良好な景観の維持、形成については、都市景観と調和した 水辺景観の維持・形成等に努める。	良好な景観の維持、形成については、世界文化遺産に登録されている「遠賀川水源地ポンプ室」に代表される歴史的空間や文化遺産、上流部の田園風景や山間渓谷美に富んだ渓谷環境、沿川市街地と調和したまちなみ等の景観資源の保全と調和を図るとともに、地域の暮らしや風土、文化、歴史と調和した良好な河川景観の保全・創出を図りつつ、流域市町村や住民団体等とも協働しながら魅力ある良好な水辺景観の創出を図る。	・表現の適正化 ・沿川自治体等との連携 の 視点を追記
85	人と河川との豊かなふれあいの確保については、生活の基盤や歴史、文化、風土を形成してきた遠賀川の特徴を生かしつつ、自然とのふれあい、環境学習の場等の整備・保全を図る。また、河川を通じて地域間交流を推進し、川とふれあいの場、憩いの場としての河川環境の整備と保全を図る。また、沿川の自治体が立案する地域計画等と連携・調整を図り、遠賀川を活かした魅力ある流域づくりを推進する。さらに、河川利用に関する様々なニーズを踏まえ、地域住民に親しまれる河川整備を行う。	人と河川との豊かなふれあいの確保については、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境を形成し、関係自治体や地域住民のニーズを踏まえるとともに、生活の基盤や歴史、文化、風土を形成してきた遠賀川の特徴を活かしつつ、関連計画との連携・調和を図り、河川空間とまち空間が融合した良好な空間を形成するほか、自然とのふれあい、カヌー等の河川利用、環境学習の場等、多くの人々が川に親しめる空間となるよう、関係機関や地域住民と一体となって取り組んでいく。	・表現の適正化 ・関係機関等との連携の 視点を追記
86	水質については、上水道など河川水に対する依存度が高いことや、地域住民のおいしい水への要求等を踏まえ、下水道事業等関連事業や関係機関及び地域住民と連携・調整して、水質汚濁に係る環境基準を満たすよう、河川の浄化対策、流入汚濁負荷量の削減対策などの水質改善に努めるものとする。	水質については、上水道等河川水に対する依存度が高いことや、地域住民のおいしい水への要求等を踏まえ、下水道事業等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携により、水質の保全及び改善を図る。	・表現の適正化

	遠賀川水系河川整備基本方針(平成16年6月策定)	遠賀川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
87	河川敷地の占用及び許可工作物の設置、管理においては、貴重なオープンスペースである河川敷地での多様な利用が適正に行われるよう、治水・利水・河川環境との調和を図る。	河川敷地の占用及び許可工作物の設置、管理については、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、景観の保全について十分配慮するとともに、貴重なオープンスペースである河川敷の多様な利用が適切に行われるよう、治水・利水・河川環境との調和を図る。	・表現の適正化
88	また、環境に関する情報を適切にモニタリングし、河川整備や 維持管理に反映させる。	また、環境や景観に関する情報収集やモニタリング <mark>を適切に行い、河川整備や維持管理に反映させる。</mark>	・表現の適正化
89	地域の魅力と活力を引き出す住民参加による河川管理を推進する。そのため、河川に関する情報を流域住民と幅広く共有し、防災学習、河川利用に関する安全教育、環境教育等の充実を図るとともに、住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を推進する。	さらに、川と流域が織り成す風土、文化、歴史を踏まえ、地域住民や団体、関係機関との連携を強化し、地域の魅力と活力を引き出す産官学民等と連携・協力による河川管理を推進する。そのため、河川に関する情報を流域住民と幅広く共有し、防災学習、河川利用に関する安全教育、環境教育等の充実を図るとともに、産官学民等と連携・協力による河川清掃、河川愛護活動等を推進する。	・表現の適正化・産官学民等との連携について追記

	遠賀川水系河川整備基本方針(平成16年6月策定)	遠賀川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
90	2. 河川の整備の基本となるべき事項	2. 河川の整備の基本となるべき事項	
91	(1)基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に 関する事項	(1)基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に 関する事項	
92	基本高水は、昭和28年6月や昭和55年8月、昭和60年6月洪水等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点日の出橋において4,800㎡/sとして、これを河道に配分する。	基本高水は昭和28年(1953年)6月、昭和55年(1980年)8 月、昭和60年(1985年)6月、平成15年(2003年)7月、 平成30年(2018年)7月、令和5年(2023年)7月洪水等の既往 洪水について検討し、気候変動により予測される将来の降雨量 の増加量を考慮した結果、そのピーク流量を基準地点日の出橋 において5,500m³/s とし、流域内の洪水調節施設等により 300m³/s を調節し、河道への配分流量を5,200m³/sとする。	・西暦追記・基本高水のピーク流量等の変更
93		なお、気候変動の状況やその予測に係る技術・知見の蓄積、流域の土地利用や保水・貯留・遊水機能の変化等に伴う流域からの流出特性や流下特性が変化し、また、その効果の評価技術の向上など、基本高水のピーク流量の算出や河道と洪水調節施設等の配分に係る前提条件が著しく変化することが明らかとなった場合には、必要に応じこれを見直すこととする。	・気候変動の考慮を追記 ・見直しに係る考え方を追 記

	遠賀川水系河川整備基本方針(平成16年6月策定)						遠賀川水系河川整備基本方針(変更案)				変更理由
	基本高水のピーク流量等一覧表										・基本高水のピーク流量等 の変更 ・表現の適正化
	河川名	基準地点	基本高水の ピーク流量 (m'/s)	洪水調節施設 による調節流量 (m²/s)	河道への 配分流量 (n³/s)	河川名	基準地点	高水のピーク 基本高水の ピーク流量 (m³/s)	流量等一覧表 洪水調節施設等 による調節流量 (m³/s)	河道への 配分流量 (m³/s)	
	遠賀川	日の出橋	4,800	0	4,800	遠賀川	日の出橋	5, 500	300	5, 200	
94											

遠賀川水系

	遠賀川水系河川整備基本方針(平成16年6月策定)	遠賀川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
95	(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	
96	計画高水流量は、穂波川、彦山川等の支川を合わせて、日の 出橋地点において4,800m³/sとし、さらに、犬鳴川等の支川を 合わせて、芦屋橋地点において6,000m3/sとし、河口まで同流 量とする。		・基準地点の計画高水流量 の変更
97	平点 (m3/s) 本	単位 (m3/s) 単位 (m3/s) 単位 (m3/s) 単位 (m3/s) 単位 (m3/s) 単点 単点 単点 単点 単点 単点 単元 単元	 ・基準地点及び主要な地点の計画高水流量の変更並びに数値の適正化(宮田橋地点) ・凡例の追加

	遠賀川水系河川整備基本方針(平成 16 年 6 月策定)					遠賀川水系河川整備基本方針(変更案)				変更理由
98	(3)主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る 川幅に関する事項					(3)主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る 川幅に関する事項				
	本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に 係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。 主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表					の主要な [‡] ねの川幅は 主要な地点	・川幅の変更			
	河川名	地点名	河口又は合流点からの距離 (km)	計画高水位 川幅 (T.P.m) (m)	河川名	地点名	河口又は合流点からの 距離 (km) ※1	計画高水位 T.P. (m)	川幅 (m)	
	遠賀川	川島	30.5	16, 82 230	遠賀川	かわしま 川島	30. 5	16. 82	230	
	遠賀川	勘六橋	19.9	11.07 220	遠賀川	かんろくばし 勘六橋	19.9	11. 07	220	
	遠賀川	日の出橋	18. 7	10. 46 370	遠賀川	ひのでばし	18. 7	10. 46	440	
	遠賀川	芦屋橋	0.6	2. 32 220	遠賀川	あしゃばし 芦屋橋	0.6	2. 32	220	
99	穂波川	秋松橋	遠賀川合流点から 2.8	20. 15 90	穂波川	かきまっぱし 秋松橋	2. 8	20. 15	90	
	彦山川	伊田	″ 13.4	23. 30 90	彦山川	が低偏いた伊田	13. 4	23. 30	90	
	彦山川	中島	" 1.2	11. 36 210	210					
	犬鳴川	宮田橋	<i>"</i> 8. 41	13. 22 100	彦山川 	中島	1.2	11. 36	210	
	(注) T.P.は東京湾中等潮位					みゃたばし 宮田橋	8. 41	13. 22	100	
								. P. :東京湾内 <u>※1 基点から</u>		

	遠賀川水系河川整備基本方針(平成16年6月策定)	遠賀川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
100	(4)主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項	(4)主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項	
101	日の出橋地点から本川下流における既得水利としては、農業用水として4.487m³/s、工業用水として6.151m³/s、上水道用水として5.629m³/sの合計16.267m³/sの許可水利がある。	日の出橋地点から本川下流における既得水利としては、農業用水として 3.940m³/s、工業用水として 5.944m³/s、上水道用水として 5.853m³/s の合計 15.738m³/s の許可水利がある。	• 時点更新(水利権)
102	これに対して、日の出橋地点における過去52年間(昭和26年~平成14年)の平均渇水流量は約6.4m³/s、平均低水流量は約10.9m³/sである。	これに対して、日の出橋地点における過去 72 年間 (昭和 26 年~令和 4 年) の平均渇水流量は約 6.6m³/s、平均低水流量は約 11.0m³/s である。	•時点更新(統計期間、流量)
103	日の出橋地点における流水の正常な機能を維持するため 必要な流量については、動植物の生息・生育及び利水等を 考慮し、かんがい期で概ね10m³/sとする。	日の出橋地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、動植物の生息・生育及び利水等を考慮し、かんがい期で概ね 10m³/s とする。	
104	なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、 水利流量が含まれているため、日の出橋地点下流の水利使用 の変更に伴い、当該流量は増減するものである。	なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、 水利流量が含まれているため、日の出橋地点下流の水利使用 等の変更に伴い、当該流量は増減するものである。	・表現の適正化

遠賀川水系

